O 4. 12

期間延長をした場合の期間計算について

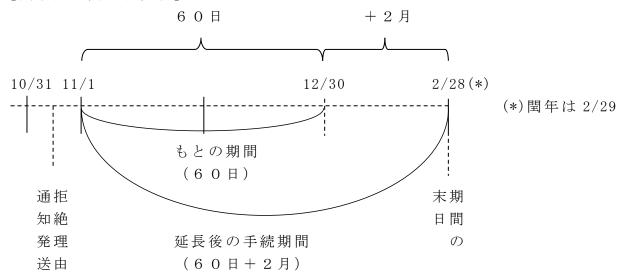
特許法第 $4 \, {\mathbb R}^{*1}$ 、第 $5 \, {\mathbb R}^{*2*3}$ 並びに特許登録令第 $3 \, 0 \, {\mathbb R}$ $2 \, {\mathbb R}$ ${\mathbb R}$ ${$

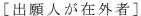
したがって、もとの期間の末日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日等に当たっても、そこに特許法第3条第2項^{*5}の規定は適用されない。

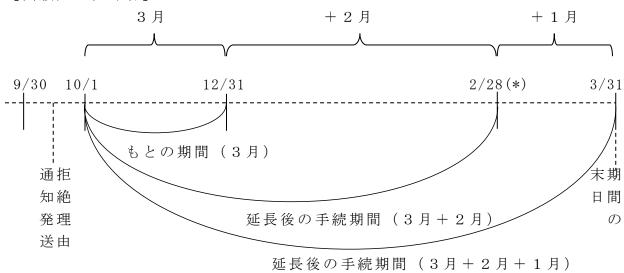
なお、特許法第4条*1、第5条第1項*2<u>又は並びに特許登録令第30条第2項</u>**4の規定により期間延長請求をする場合、もとの期間の末日が祝日等に当たるときは、特許法第3条第2項*5の規定に基づき、その日の翌日まで期間延長請求<u>が</u>できる。延長期間はもとの期間の起算日から計算される。ただし前述のとおり、延長後の手続期間の算出にあってはもとの期間の末日に特許法第3条第2項*5の規定は適用されない。

< 例. 特許法第50条の規定による特許出願(延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く。)における 拒絶理由通知の応答期間の延長をする場合<u>(延長登録出願、</u> 拒絶査定不服審判の場合を除く。)>

[出願人が国内居住者]







(*) 閏年は 2/29

(改訂平成 2 8 9 · 9 4)

-

^{**1} 特 4 条: 実 1 4 条の 2 第 5 項、 3 9 条の 2 第 4 項、 4 5 条 2 項、 5 4 条の 2 第 5 項、 意 6 8 条 1 項、 商 7 7 条 1 項、 商附則 2 7 条 1 項において準用

^{**2} 特 5 条 1 項:実 2 条 の 5 第 1 項、意 6 8 条 1 項、商 7 7 条 1 項、商附則 2 7 条 1 項に おいて準用

^{**3} 特 5 条 3 項: 実 2 条 の 5 第 1 項、商 7 7 条 1 項、商附則 2 7 条 1 項において準用

^{**4} 特登令30条2項、3項:実登令7条1項、意登令7条1項、商登令10条1項において準用

^{**5}特3条2項:実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項に おいて準用